

ひとり親家庭等 医療証の更新

対象者には7月末に更新の案内を送付しています。手続きが遅れると、資格を失い、10月1日(水)以降の医療費の助成を受けられません。

●**対象者** ひとり親家庭等医療証を
持っている人

●**受付期間** 8月1日(金)～9月1日

(月)(消印有効)

●**申請方法** ◇郵送◇窓口

※8月19日(火)・21日(木)は、午後7時まで窓口で更新を受け付けます。(午後6時以降は、本館の北側入口のみ開放します。)

●**現在の医療証の有効期限** 9月30日(火)

●**申請と問い合わせ先**

国保年金課医療担当

☎(580)1847

重度障がい者医療証の更新

重度障がい者医療証は、自動更新となっています。書類の提出が必要なものには個別に案内を送付します。

●**現在の医療証の有効期限** 次のうち最も短い期日まで

①9月30日(火)

②障がい者手帳の再認定月の月末

③満65歳の誕生日の月末

※②③の人は医療証の有効期限までに必要な手続きをしてください。手続きが遅れると医療費助成が受けられなくなる場合があります。

●**送付時期** 9月中

●**申請と問い合わせ先**

国保年金課医療担当

☎(580)1847

敬老祝金と祝品を支給します

高齢者の長寿をお祝いし、住所地の区を通じて祝金と祝品を支給します。申し込みは不要です。

●**対象者** 8月31日時点で本市に住民登録があり、かつ令和8年3月31日時点で次の年齢に該当する人

◇敬老祝金 75歳以上

◇敬老祝品 88歳、または100歳以上

◇敬老祝金の額

◇75～86歳 3千円

◇87～96歳 5千円

◇97歳以上 1万円

※対象者の増加に伴い、支給金額を見直しています。(昨年度は86歳以上に5千円、96歳以上に1万円を支給)

●**問い合わせ先**

すこやか長寿課長寿支援担当

☎(580)1859

10月受診分から

子ども医療・ 重度障がい者医療・ ひとり親家庭等医療 助成拡充

●**子ども医療助成拡充の内容** 中学3年生までの通院による医療費の自己負担が無料となります。

※10月受診分から対象

※生活保護受給者を除く

※助成は、食事代・保険外の費用を除く

※入院による医療費も引き続き中学3年生まで無料

●**新しい医療証の送付** 受給者全員に新しい医療証を9月末までに郵送します。

●**助成を受けるには** 医療機関などにマイナ保険証、健康保険証等と一緒に医療証を提示

※県外の医療機関を受診したときなどの場合は、申請により助成額を支給します。

※重度障がい者医療または、ひとり親家庭等医療を受給している中学3年生までの人も同様に助成拡充します。

●**問い合わせ先**

国保年金課医療担当

☎(580)1847

国民年金

前納申込期限のお知らせ

国民年金保険料を前もってまとめて納めることを「前納」といい、前納をすることで割引が適用されます。

前納の種類

◇2年前納(毎年4月分から翌々年3月分)

◇1年前納(毎年4月分から翌年3月分)

◇6カ月前納(前期 毎年4月分から9月分、後期 毎年10月分から翌年3月分)

●**申込期限**

◇2年前納・1年前納 毎年2月末(年度途中からでも可)

※まとめる月数に応じて割引額が変わります。

◇6カ月前納(前期) 毎年2月末

◇6カ月前納(後期) 毎年8月末

※令和7年度の6カ月前納(後期)の申込期限は8月29日(金)です。8月22日(金)以降の申し込みは、南福岡年金事務所まで直接手続きをしてください。

納付方法は納付書(現金・スマホ納付)、口座振替、クレジットカード納付から選択できます。

●**申請と問い合わせ先**

国保年金課国保年金担当

☎(580)1848